

車体の形状	構造要件	留意事項
郵便車	<p>郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。</p> <p>2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>4 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便業務とは、郵便法（昭和22年法律第165号）等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。 ・当該自動車の使用者が、日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・当該自動車の所有者が郵便車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時にその使用者が日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。